商業活性化推進事業(個店整備事業)補助金のご案内

- 補助の対象となる事業は、次のとおりです。
 - ① 補助対象者が所有又は賃借する市内店舗の改修工事等を市内事業者(市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者)が施工する事業
 - ② 備品等(建物と一体として取り付けられる備品、設備等)を購入する事業
- 補助対象経費は、補助対象事業に関して次に該当するものとします。
 - ① 外装・内装・給排水・電気・空調・トイレ等の改修工事又は建具の入れ替えに要する経費。ただし新築工事 又は建替え工事は対象外とする。
 - ② 備品等(建物と一体として取り付けられる備品、設備等)の購入に要する経費。
- 補助の対象者は次の全てに該当する者です。
 - ① 市内商業者(小売業・飲食業・サービス業)又は市内商業者としてこれから営業しようとする者(鹿沼市特定創業支援事業に関する証明書を受けている者)
 - ② 法人にあっては市内に商業登記を、個人事業者にあっては事業主が市内に住民登録をしてある者
 - ③ 大規模小売店舗及びフランチャイズチェーン方式によって運営される店舗でないこと
 - ④ 市税の滞納処分を受けていないこと
 - ⑤ 過去に同補助金を受けていないこと
- 補助率及び補助限度額等は、次のとおりです。
 - ・補助対象経費の3分の1以内。補助金額は、改修工事、備品等(建物と一体として取り付けられる備品、設備等)の購入あわせて20万円を限度(千円未満切捨て)とする。

次に該当する場合は、補助の対象となりませんので、ご注意ください。

- ① 鹿沼市や周辺環境のイメージを著しく損なうもの
- ② 市民生活の安全又は平穏を阻害するおそれのあるもの
- ③ オフィスとしての利用又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業
- ④ 宗教活動又は政治活動を目的としたもの
- ⑤ 暴力団又は暴力団の統制下にあるもの

○ 申請手続きは、次のとおりです。	*		が事業者の手続きになります
-------------------	---	--	---------------

事業の計画(窓口で相談)

↓ ※事業実施前に提出

- 1 ①補助金等交付申請書 ②事業計画書 ③収支予算書
 - ④改修工事等及び備品等(建物と一体として取り付けられる備品、設備等)購入の見積書の写し(発注先の住所及び名称が記載されているもの)
 - ⑤店舗の平面図又は立面図(改修工事等を行う箇所が分かるもの)
 - ⑥改修工事等を行う箇所の工事施工前の写真及び購入する備品(建物と一体として取り付けられる備品、 設備等)等のカタログ等
 - ⑦登記事項証明書の写し(法人の場合)又は住民票の写し(個人事業主の場合)
 - ⑧風俗営業又は特定遊興飲食店営業に関する宣誓書 (アルコール取扱店のみ)
 - ⑨鹿沼市特定創業支援事業に関する証明書の写し(これから営業しようとする者のみ)

 \downarrow

補助金等交付決定通知

 \downarrow

事業の実施、事業の完了

- ↓ ※事業の完了後1ヶ月以内に提出
- 2 ①補助事業等実績報告書
 - ②改修工事等を行った箇所の工事施工後の写真及び購入した備品等(建物と一体として取り付けられる備品、設備等)の写真
 - ③事業に要した経費の内訳が分かる請求書等及び支払いの分かる領収書等の写し

Ι

補助金等交付確定通知

→ ※補助金等交付確定後すぐに提出

3 ①補助金等交付請求書提出

1

補助金交付

★ 問い合わせ先 ★ 鹿沼市役所 経済部 産業振興課 商工振興係 TEL: 0289-63-2182